

こ 支 虐 第 99 号
社 援 地 発 0401 第 6 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・指定都市 青少年行政主管部（局）長 殿
各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について」
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置の一つとして、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け府子発第 88 号、社援地発 0327 第 12 号。内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室参事官（青少年担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、支援関係機関の連携強化のため、改めて周知することとしたので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、青少年行政部局主管部局におかれては、管内市町村（指定都市を除く。）、関係機関及び関係団体等に、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新 旧 対 照 表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>各 <u>都道府県・指定都市</u> 青少年行政主管部（局）長 殿 各 <u>都道府県・市区町村</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">こども家庭庁支援局虐待防止対策課長 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものであるが、生活困窮者に対する支援においては、<u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）</u>に基づく事業のみならず、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「子若法」という。）に基づく子ども・若者支援地域協議会等の関係制度との連携が重要である。</p> <p>については、上記を踏まえ、両施策との連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、「<u>1 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等と子ども・若者支援地域協議会の連携</u>」については、子若法に基づく子ども・若者支援地域協議会の設置等をしていない青少年行政主管部局におかれても、同協議会に準ずるネットワークの設置や、相談窓口の機能の確保により子ども・若者育成支援施策を推進している場合には、同様に対応願いたい。</p> <p><u>青少年行政主管部局におかれては、管内市町村（指定都市を除く）、関係機関及び関係団体等に、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、関係機関及び関係団体等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。</u></p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な</p>	<p>各 <u>都道府県</u> <u>指定都市</u> 青少年行政主管部（局）長 殿</p> <p>各 <u>都道府県</u> <u>指定都市</u> <u>中核市</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室 参事官（青少年支援担当） 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について</p> <p><u>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）</u>について、<u>生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）</u>が平成30年6月8日に公布され、改正法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行されている。</p> <p>生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものであるが、生活困窮者に対する支援においては、<u>法に基づく事業のみならず、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「子若法」という。）</u>に基づく子ども・若者支援地域協議会等の関係制度との連携が重要である。</p> <p><u>この両施策との連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の青少年行政主管部局についても、これらの関係部局に該当する。</u></p> <p>については、上記を踏まえ、両施策との連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、<u>改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、子若法に基づく子ども・若者支援地域協議会の設置等をしていない青少年行政主管部局におかれても、同協議会に準ずるネットワークの設置や、相談窓口の機能の確保により子ども・若者育成支援施策を推進している場合には、同様に対応願いたい。</u></p> <p><u>各都道府県におかれては、管内市町村（青少年行政主管部局は指定都市除く、生活困窮者自立支援制度所管部局は指定都市及び中核市除く）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。</u></p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な</p>

助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等と子ども・若者支援地域協議会の連携

生活困窮者自立支援制度においては、支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワークの構築等を目的とする会議等が開催されている。

また、関係機関等との連携を強化する観点から、法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織するよう努めることとされ、その構成員に課せられた守秘義務の下、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。

一方、子ども・若者支援地域協議会は、地域ネットワークの整備により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の支援を効果的かつ円滑に行うことを目的としており、その構成員に対して守秘義務が課されている。

両制度をより効果的に実施するため、支援会議も含め、これらの協議会等が、相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、それぞれの活動内容、協議事項などの情報共有や必要に応じて共同開催するなどの方法により連携し、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いしたい。

2 (略)

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされており、青少年行政主管部局についても、これらの関係部局に該当する。

この規定を踏まえ、青少年行政主管部局には、経済的に困窮しているだけでなく、複合的な課題を抱えた者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等と子ども・若者支援地域協議会の連携

生活困窮者自立支援制度においては、支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワークの構築等を目的とする協議会等が開催されている。

また、関係機関等との連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。

一方、子ども・若者支援地域協議会は、地域ネットワークの整備により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の支援を効果的かつ円滑に行うことを目的としており、その構成員に対して守秘義務が課されている。

両制度をより効果的に実施するため、支援会議も含め、これらの協議会等が、相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、それぞれの活動内容、協議事項などの情報共有や必要に応じて共同開催するなどの方法により連携し、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いしたい。

2 (略)

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、青少年行政主管部局には、経済的に困窮しているだけでなく、複合的な課題を抱えた者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

参考（改正後全文）

府子発第88号
社援地発0327第12号
平成27年3月27日
一部改正
府政共生第253号
社援地発0329第3号
平成31年3月29日
一部改正
こ支虐第99号
社援地発0401第6号
令和7年4月1日

各 都道府県・指定都市 青少年行政主管部（局）長 殿

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものであるが、生活困窮者に対する支援においては、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく事業のみならず、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「子若法」という。）に基づく子ども・若者支援地域協議会等の関係制度との連携が重要である。

については、上記を踏まえ、両施策との連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、「1 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等と子ども・若者支援地域協議会の連携」については、子若法に基づく子ども・若者支援地域協議会の設置等をしていない青少年行政主管部局におかれても、同協議会に準ずるネットワークの設置や、相談窓口の機能の確保により子ども・若者育成支援施策を推進

している場合には、同様に対応願いたい。

青少年行政主管部局におかれては、管内市町村（指定都市を除く）、関係機関及び関係団体等に、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、関係機関及び関係団体等に周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議等と子ども・若者支援地域協議会の連携

生活困窮者自立支援制度においては、支援調整会議など、生活困窮者を早期に見出し包括的な支援を行うための地域ネットワークの構築等を目的とする会議等が開催されている。

また、関係機関等との連携を強化する観点から、法第 9 条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織するよう努めることとされ、その構成員に課せられた守秘義務の下、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。

一方、子ども・若者支援地域協議会は、地域ネットワークの整備により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の支援を効果的かつ円滑に行うことを目的としており、その構成員に対して守秘義務が課されている。

両制度をより効果的に実施するため、支援会議も含め、これらの協議会等が、相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、それぞれの活動内容、協議事項などの情報共有や必要に応じて共同開催するなどの方法により連携し、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いしたい。

2 自立相談支援機関と子ども・若者総合相談センターの連携

生活困窮者自立支援制度では自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）が複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じ、適切な支援を包括的に提供することとしている。子若法においては、子ども・若者総合相談センターが子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行っている。

いずれも相談者の状況に応じて支援を提供することを目的としており、各々の専門性を生かして相互に連携することにより、さらに効果を発揮するものである。

このため、日頃より担当者間での情報共有を図り、関係性を構築するとともに、生活に困窮し、複合的な課題を抱える相談者について、子ども・若者総合相談センターから自立相談支援機関につなぐことや、必要に応じて、自立相談支援機関でのプ

ラン作成に当たり開催する支援調整会議に、子ども・若者総合相談センターが参加することなどが考えられる。

相談者をつなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等を、個人情報の取扱いに配慮し、本人に同意を得た上で共有することが基本となる。なお、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意すること。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。

これらを踏まえ、法第 8 条第 2 項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされており、青少年行政主管部局についても、これらの関係部局に該当する。

この規定を踏まえ、青少年行政主管部局には、経済的に困窮しているだけでなく、複合的な課題を抱えた者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。